

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 215

処 分 名	公衆浴場営業の許可	
処 分 の 概 要	許可申請に基づいて書類審査及び施設確認を行い、基準を満たす場合には、営業を許可する。	
根 拠 法 令 名	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)	
条 項	第2条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間	計	14日
判断基準	公衆浴場法第2条第2～4項及び第3条の各項、松山市公衆浴場法施行条例第3条及び第4条の規定に適合していること。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>公衆浴場法</p> <p>第二条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)が条例で、これを定める。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。</p> <p>第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。</p> <p>松山市公衆浴場法施行条例</p> <p>(設置の場所の配置の基準)</p> <p>第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離が、300メートル以上となることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による確認又は法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が、当該確認又は許可を受けた日から2月以内に着工しない場合又は6月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(2) 既設の一般公衆浴場が工事の完成後2月以内に営業を開始しない場合又は引き続き6月以上休業した場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たな一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(3) 土地の状況等により、市長が一般公衆浴場の設置の場所が公衆衛生上適正な設置の場所であると認めるとき。</p> <p>(構造設備の措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公衆浴場の施設全般は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造とすること。</p> <p>イ ねずみ及び衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に必要に応じ金網その他の防除設備を設けること。</p> <p>ウ 施設の採光、照明及び換気を十分行うことができる構造設備とすること。</p> <p>(2) 入浴者の履物を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

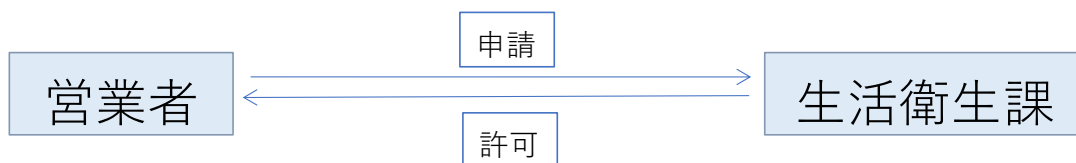
- (3) 脱衣室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
 - イ 男子脱衣室及び女子脱衣室の床面積はそれぞれ24.75平方メートル以上、天井の高さは3メートル以上とすること。
 - ウ 床面は、耐水性の材料を用いること。
 - エ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気設備を設けること。
 - オ 床面において照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備を設けること。
 - カ 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。
 - キ 洗面設備を設けること。
 - ク 洗濯機を設置する場合は、専用の排水口を設けること。
 - ケ 乾燥機を設置する場合は、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造とすること。
- (4) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
 - イ 男子浴室及び女子浴室の床面積は、それぞれ24.75平方メートル以上とすること。
 - ウ 天井は、高さが3.6メートル以上とし、水滴が落下しない構造とすること。
 - エ 床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
 - オ 床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - カ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気設備を設けること。
 - キ 床面において照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備を設けること。
 - ク 洗い場の給湯栓及び給水栓は、十分な間隔を置き、5組以上設けること。
 - ケ 洗い場の排水溝は、安全で、かつ、排水に支障のない構造とすること。
 - コ 浴槽は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
 - サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じている場合は、この限りでない。
 - シ 浴用に供する湯水に井戸水等を使用する場合は、必要に応じ、消毒装置等の設備を設けること。
 - ス ろ過器を設置する場合は、次に掲げるところによること。
 - (ア) 浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。
 - (イ) ろ材は、逆洗浄(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。次条第1項第12号において同じ。)が十分に行えるものであること。
 - (ウ) 集毛器(毛髪等を除去する設備をいう。次条第1項第18号において同じ。)は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること。
 - セ 原水の注入口は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
 - ソ 循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。)は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。
 - タ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合は、循環水を用いない構造とすること。
 - チ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備(次条第1項第23号においてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。)を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
 - ツ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このツ及び次条第1項第22号において同じ。)内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合は、還水管(浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号において同じ。)を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。
 - テ 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。
 - ト 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。
 - ナ 調節箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。次条第1項第19号において同じ。)を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。
 - ニ 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。次条第1項第8号及び第9号において同じ。)は、完全に排水できる構造とすること。
- (5) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水供給設備を設けること。
- (6) 脱衣室から出入りすることができる流水式手洗い設備を備えた入浴者専用の便所を設けること。
- (7) 浴用に供した汚水の排水設備は、不浸透性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (8) サウナ室(蒸気又は熱気を使用する入浴のための浴室をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
- ア 男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
 - イ 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること。
 - ウ 床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - エ 室内の水が完全に室外に排出できる排水口を設けること。
 - オ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ及び金属部分が入浴者の身体に直接接触するおそれのない構造とすること。
 - カ 換気が適切に行えるよう給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
 - キ 温度計及び必要に応じ湿度計を適当な位置に設けること。
 - ク 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
 - ケ 非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。
- (9) サウナ設備(蒸気又は熱気を使用する入浴のための設備で、サウナ室以外のものをいう。以下同じ。)を設ける場合は、前号オ及びキの要件を満たすものであること。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、

それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (10) 屋外に浴槽等を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
- ア 外部から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
 - イ 浴槽及び浴槽に附帯する通路は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
 - ウ 浴槽、浴槽に附帯する通路及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁は、耐水性の材料を用いること。
 - エ 浴槽は、浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じること。
 - オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混ざらない構造とすること。
 - カ 屋外には、洗い場を設けないこと。
 - キ 浴槽に附帯する通路は、脱衣室、浴室その他の保温されている場所から直接入り出ることができる構造とすること。
- (11) 電気浴器を設ける場合は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第9条第2項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受けたものを用いること。
- (12) 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室その他の附帯施設を設ける場合は、これらの施設と脱衣室及び浴室を容易に可動できない間仕切等により明確に区分すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号の営業に係るものをいう。次条第2項及び第8条第2項において同じ。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 個室は、外部(浴場内の通路を除く。)から見通しのできない構造とすること。
 - (2) 個室の出入口は、幅70センチメートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口に錠その他これに類するものを設けないこと。
 - (3) 個室の出入口には、高さ1.2メートルから1.8メートルまでの間に、縦30センチメートル以上、横40センチメートル以上の無色かつ透明なガラス窓を設け、浴場内の通路から内部が見通せる構造とすること。
 - (4) 個室の数は、10以上とすること。
 - (5) 個室の床面積は10平方メートル以上、天井の高さは2.1メートル以上とすること。
 - (6) 浴室の床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
 - (7) 浴室の床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - (8) 浴室には、浴槽の外に、給湯栓及び給水栓を設けること。
 - (9) 個室には、入浴者が脱衣するのに必要な場所及び設備を設けること。
 - (10) 個室には、適当な換気装置を設けるほか、床面において照度が20ルクス以上になるよう適当な照明機能を有する照明設備を設けること。
 - (11) 個室内の照明設備の点滅装置は、個室の外に設け、内部での点滅はできない構造とすること。
 - (12) 流水式手洗い設備を備えた入浴者専用の便所を設けること。
 - (13) 浴用に供した汚水の排水設備は、不透水性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。